

# 静岡県保育補助者雇上費貸付 申込みのしおり

2019年度版

平成31年4月発行

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

## 目 次

1 制度概要 .....	1
2 申込みについて .....	3
3 手続一覧 .....	5
4 注意事項 .....	6

付録 保育補助者雇上費様式（様式第1号～第24号）

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。

### 覚え書(必ず記入してください)

決定番号 第 号

施設・事業者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

借受期間 年 月 から 年 月まで

借受総額 \_\_\_\_\_ 円

連帯保証人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

連帯保証人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

## 1 制度概要

### (1) 趣旨

保育士資格の取得を目指す、保育所等に勤務する保育士の補助を行う方（以下、保育補助者という。）を雇用する施設・事業者には、雇い上げに必要な費用を貸付けて保育士資格取得を支援することにより、保育士の確保に資することを目的とします。

### (2) 貸付内容

貸付額	<ul style="list-style-type: none"><li>・年額 2,953,000 円以内（小規模保育事業者及び事業所内保育事業者は地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給対象者の雇い上げに係る費用は対象外。また、企業主導型保育事業者は企業主導型保育事業費補助金の対象となる者の雇い上げに係る費用は対象外）</li><li>・ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額 2,215,000 円以内を加算し、貸付額を年額 5,168,000 円以内とすることができる。</li></ul>
貸付期間	保育補助者が保育補助者雇上費の貸付けを受けた県内の施設または事業所に勤務する期間。（ただし、勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。）
利子	無利子
交付	貸付決定を受けた期間に4月、8月、12月の4か月毎の振込とします。ただし、初回は、決定した月の分までまとめて貸与し、以後、8月、12月にまとめて貸与します。1月～3月に決定した時はまとめて貸与します。

### (3) 貸付対象経費

貸付の対象は、保育補助者の雇い上げに係る経費であり、雇い上げに関係のない経費（施設維持のための備品購入等）は対象外です。

### (4) 実績報告等について

- ① 3月31日までに実績報告書（様式23号）を提出してください。
- ② 貸付総額が実支出額を上回る場合は、差額を返還していただきます。差額が発生する場合は、手続き等について改めて通知します。

### (5) 返還免除（次のすべてを満たしていること）

- ①保育補助者雇上費の貸付けを受けた県内の施設または事業所において、
- ②保育補助者が保育の補助等に従事し、
- ③貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得すること、または貸付終了

後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれること

(6) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ①保育補助者が貸付を受けた施設または事業所において保育の補助等に  
従事しているとき（1年を限度とする）
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行で  
きないと認められるとき（2年を限度とする）

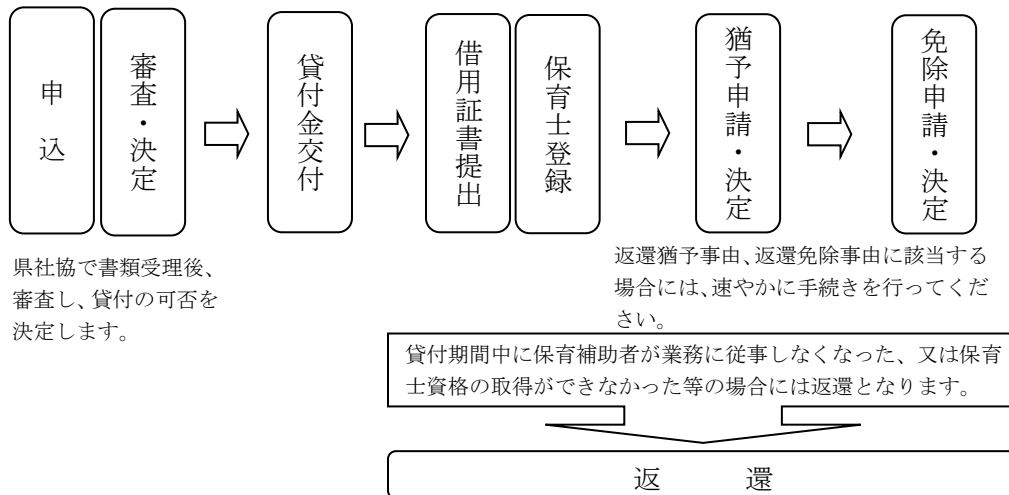
(7) 返還

返還期間	6年以内（貸付期間の2倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金 に対し年5%の延滞利子を徴収

(8) 申込み及び貸付決定

静岡県社会福祉協議会（以下、県社協という。）にお申込みください。県社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

<申込から返還免除までの流れ>



(9) 保育士登録について

① 試験合格後の手続き

- i) 対象の保育補助者が保育士試験に合格した場合は、合格通知受領後、登録事務処理センターに速やかに保育士登録を申請させてください。
- ii) 保育士登録終了後は、保育補助者宛保育士証が交付された月の末日までに、県社協へ資格登録届及び保育士証の写しをご提出ください。

② 貸付金の支給停止

対象の保育補助者が保育士資格を取得し、県社協への資格登録届が提出された場合は、翌月から支給を停止します。

合格通知発送から3ヶ月以内に県社協への資格登録届が提出されない場合には、合格通知発送の3ヶ月後の月末で支給を停止します。

ただし、登録事務処理センターへの保育士登録申請書類を合格通知受領後2週間以内に提出している場合はこの限りではありません。

③ 貸付金の返還

① ii) の県社協への資格登録届の提出が遅れ、登録翌月以降も貸付金が支給された場合は返還していただきますので、御注意ください。

## 2 申込みについて

(1) 申込者の要件（次の要件①～⑧をすべて満たしていること）

① 県内に所在地のある以下の施設又は事業所

- i) 保育所及び幼保連携型認定こども園を運営する者（地方公共団体が運営するものを除く）
- ii) 小規模保育事業を行う者
- iii) 事業所内保育事業を行う者
- iv) 企業主導型保育事業を行う者

② 新たに保育補助者を雇用する、もしくは既に保育補助者を雇用しているが下記のいずれかに該当する

- i) 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出する施設等
- ii) 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む施設等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること
- iii) 貸付を受けようとする施設等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること

③ 当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得する意思を有する

④ 当該保育補助者が貸付期間中に子育て支援員研修（「地域型保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る）を受講する見込である（既に受講している場合も含む）

⑤ 当該保育補助者の勤務形態は、常勤・非常勤は問わない。ただし、週20時間以上勤務すること

⑥ 保育補助者を配置することにより保育士の勤務環境改善を行う

⑦ 他県が実施する保育補助者雇上費貸付を借受けていないこと

⑧ 他の補助金等により、対象となる保育補助者の人件費の支給を受けていないこと

(2) 連帯保証人

連帯保証人は法人代表者であること。

(3) 申込方法

- ① 2019 年度に対象となる保育補助者を雇用している事業者が申込可能です。
- ② 貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して、提出してください。
- ③ 連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんので御了承ください。
- ④ 貸付期間は最大3年間ですが、貸付の決定は毎年度行います。予算及び申込状況を勘案し決定を行うため、初年度貸付を受けた場合でも、翌年度以降の貸付を約束するものではありません。

(4) 貸付申込書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので御注意ください。
- ③ 貸付申請書の「連帯保証人の誓約欄」は、連帯保証人ご自身による署名捺印をお願いします。

(5) 住民票について

本籍地の記載のあるもので、マイナンバーの記載のない住民票を提出してください（マイナンバー付の住民票は受けられません）。

### 3 保育補助者雇上費に関する手続一覧

事項	提出書類	様式
資金の貸付を受けようとする時	貸付申請書 勤務環境改善計画書 保育補助者の資格取得等に係る誓約書 雇用契約書もしくは辞令 ※勤務開始日、週の勤務時間、月の勤務日数が分かるもの 申請者：個人は住民票（連帯保証人と同じ） 法人：履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）と定款の写し 連帯保証人の住民票 ※本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの ※申請書に記入した現住所の住民票で、発行後3か月以内のもの 常勤保育士名簿（2人以上の保育補助者を雇い上げ、加算を受ける場合） 保育補助者雇上費 計画書	第1号 第2号 第3号 — — 第22号 第24号
	既に雇用している保育補助者を対象として貸付の申請をする時	（上記に加え） 既雇用保育補助者申請書
貸付決定を受けた時、 本会より送付します	誓約書 振込口座届出書 借用証書（収入印紙を貼付） 法人および連帯保証人の印鑑登録証明書	第5号 第6号 第7号 —
貸付を受けることを辞退する時	辞退届	第8号
業務従事中に定期的に提出	毎年5月末日まで：就業証明書 年に1回：就業確認書（10月）	— 第9号
各年度末3月31日までに提出	保育補助者雇上費実績報告書 給料明細等支出額が分かる資料	第23号 —
保育士登録をした時	資格登録届 保育士証の写し	第10号 —
貸付終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるとき	返還猶予申請書	第11号
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行猶予を希望するとき	返還猶予申請書	第11号
保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき	休職届	第12号
保育補助者が退職したが、直ちに次の保育補助者を雇用したとき	保育補助者変更申請書	第13号
保育補助者が貸付を受ける期間中（又は貸付け終了後1年の間）に保育士資格の取得が見込まれないとき	返還協議書	第14号

事項	提出書類	様式
貸付を受ける期間中(又は貸付け終了後1年の間)に保育士資格を取得し、返還の免除を希望する時	返還債務免除申請書 保育補助者業務従事期間証明書 子育て支援員認定修了証の写し(受講者のみ)	第15号 第16号 —
上記以外で、1年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望するとき	返還債務免除申請書 返還協議書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第15号 第14号 第17号 第16号
返還債務の免除を受ける前に保育補助者が保育の補助等に従事しなくなった時	業務廃止届 返還協議書	第17号 第14号
返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	返還協議書	第14号
死亡または障害、行方不明等により返還することができなくなったとき	死亡・行方不明等届 ※死亡届または住民票除票(マイナンバーの記載のないもの)を添付してください。	第18号
住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票(マイナンバーの記載のないもの)、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第19号
連帯保証人を追加・変更したい時	連帯保証人追加・変更申請書 連帯保証人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)・印鑑証明書 ※原則、連帯保証人の変更はできませんが、理事長変更等の場合は必ず新しい理事長が連帯保証人になります。従前の連帯保証人は、原則そのまま連帯保証人を継続します。	第20号 —
連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	連帯保証人住所・氏名等変更届 それを証明する書類(マイナンバーの記載のない住民票等)	第21号 —

※貸与中に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、県社協まで連絡してください。特に、貸与中は貸付金の振込みができなくなる可能性がありますので御注意ください。

#### 4 注意事項

##### (1) 決定番号について

県では貸付決定時に付した決定番号により、個々人の貸付金の状況を管理しております。決定時に付与する決定番号は、すべての手続が完了するまで(免除又は返還の終了まで)、忘れないようにしてください。



(2) 対象保育補助者の退職等に係る変更について

対象の保育補助者が返還債務免除前に退職もしくは心身の故障等により勤務継続の見込みがなくなった場合、対象保育補助者の退職月の翌月中までに新しい保育補助者を雇用した場合は引き続き貸付を受けられる可能性があります。

《例》：2019年8月15日付けで退職した場合には、2019年9月30日までに新しい保育補助者を雇用する必要があります。

対象保育補助者退職前に県社協まで連絡してください。

(3) 返還の猶予について

出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により保育補助者が休職等される場合は、返還猶予の対象となりますが、必ず事前に県社協まで連絡してください。

なお、休職せず退職される場合には、返還となる可能性があるため、退職前に必ず連絡してください。

(4) 一部免除について

保育補助者が貸与を受けた期間以上かつ1年間以上引き続いて「保育の補助等」に従事した場合は、一部免除を受けられる場合があります。

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸与を受けた金額} \times \left\{ \frac{\text{就業した月数}}{\text{貸与月数} \times 4 / 3} \right\}$$

※ (貸与月数×4/3) が24に満たない場合は24とする。

※ {就業した月数 / (貸与月数×4/3)} が1を超えるときは1とする。

## (確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出ること。
  - (1) 住所を変更したとき
  - (2) 改名・改姓したとき
  - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
  - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
  - (5) 死亡、または所在不明になったとき
  - (6) その他変更事項があったとき
  
- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
  - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき
  - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
  - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
  - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
  - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
  
- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

## 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、及び保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援等を図るための費用を予算の範囲内で貸付けすることについて必要な事項を定める。

(貸付の対象者)

第2条 保育士修学資金、保育補助者雇上費、保育料の一部、就職準備金及び子どもの預かり支援に関する事業の利用料金の一部（以下「修学資金等」という。）の貸付けの対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 保育士修学資金

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 保育補助者雇上費

静岡県（以下「本県」という。）内に所在地のある、次のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

ア 新たに保育補助者の雇上げを行う次の施設又は事業者

① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

② 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業者

③ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業者

④ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

イ 保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記アの①から③の施設又は事業者であって、県社協会長が適当と認める者

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

次のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 未就学児を持つ保育士であって、次に掲げる本県内に所在地のある施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に、新たに勤務する者

① 児童福祉法第7条に規定する保育所

② 学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの

・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

・③に定める認定こども園への移行を予定している施設

- ③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ④児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業
- ⑤児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行った事業
- ⑥児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行った事業
- ⑦子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ⑨企業主導型保育事業
- イ 本県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

#### (4) 就職準備金

次の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

- ア 保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者
- イ 以下に掲げる保育所等を離職後、1年以上経過した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者
  - ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
  - ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
  - ⑤ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ウ 保育所等に新たに勤務する者
- エ 直近の保育士としての離職日から、保育士として再就労する日までの間に、あらかじめ、県社協静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行っている者

#### (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

- ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- イ 保育所等における勤務の時間帯により、ファミリー・サポート・センター事

業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間及び貸付額)

第3条 貸付期間(就職準備金を除く。)は、次に掲げる期間とする。

(1) 保育士修学資金

養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(2) 保育補助者雇上費

保育補助者が保育補助者雇上費の貸付を受けた本県内の保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金

月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができる。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であつて、養成施設に在学する者には、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)をすることができる。

(2) 保育補助者雇上費

年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算することができる。なお、貸付けに当たっては、第2条(2)ア②及び③の貸付対象者については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第2条(2)ア④の貸付対象者については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(4) 就職準備金

200,000円以内とする。ただし、保育士の有効求人倍率が一定以上の場合（貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による県内の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合）においては、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができる。なお、貸付けは同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

貸付対象者が子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

（貸付方法及び利子）

第4条 修学資金等は、県社協会長と貸付の決定を受けた者（以下、「借受人」という。）との契約により貸付ける。

2 貸付利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、就職準備金貸付を除き、毎月行う。ただし、必要と認められる場合は、2月分以上を併せて貸付けすることができる。

なお、保育補助者雇上費については、貸付総額を貸付月数で割戻し、端数が生じた場合は該当年度の貸付最終月に含める。

（貸付申請）

第5条 修学資金等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める期日までに県社協会長に提出しなければならない。

(1) 保育士修学資金

ア 保育士修学資金貸付申請書

イ 在学する養成施設の長の推薦状

ウ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）

エ 第10条(1)に規定する中高年離職者にあつては、離職証明等客観的に離職を確認できる書類

(2) 保育補助者雇上費

ア 保育補助者雇上費貸付申請書

イ 保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画書（勤務環境改善計画書）

ウ 保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類（保育補助者の資格取得等に係る誓約書）

エ 既に雇用している保育補助者を対象とした貸付けの申請書（既雇用保育補助者申請書）

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書

イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）

ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得があ

る者全員分)

- エ 保育士証の写し
- オ 市町が発行する保育所等利用決定通知及び保育料の額が確認できる書類
- カ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

(4)就職準備金貸付

- ア 就職準備金貸付申請書
- イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）
- ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
- エ 保育士証の写し
- オ 前職勤務施設の退職年月日がわかる書類（在職証明書等）
- カ 新たに勤務することとなったことが確認できる書類（勤務開始日、週の勤務時間がわかる雇用契約書等）

(5)未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

- ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
- イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後3か月以内のもの）
- ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
- エ 保育士証の写し
- オ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

(貸付決定)

第6条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(借用証書の提出)

第7条 前条の規定により借受人は、借用証書、誓約書、振込口座届出書を県社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 前条の規定により借受人は、連帯保証人1名を立てなければならない。なお、借受人等が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、借受人が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担する。

- 3 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、別に定める連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第9条 県社協会長は、借受人が、次のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除する。

(1) 保育士修学資金

- ア 退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- エ 死亡したとき。
- オ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 保育補助者雇上費

- ア 保育補助者が退職、心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき、又は死亡した場合であつて、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げて、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として県社協会長が認めることが著しく困難であるとき。
- イ その他、保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(4) 就職準備金

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。



エ その他、利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 県社協会長は、次に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わない。

(1) 保育士修学資金

借受人が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(2) 保育補助者雇上費

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

3 県社協会長は、借受人が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

(返還債務の当然免除)

第10条 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、修学資金等の返還の債務を免除することができる。

(1) 保育士修学資金

ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、本県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(2) 保育補助者雇上費

ア 本県内の施設又は事業所において保育補助者が保育の補助等に従事し、貸付けを受けた一定期間内に保育士資格を取得したとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

ア 借受人が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人等の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(4) 就職準備金

ア 借受人が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

ア 借受人が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(返還)

第 11 条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 借受人が本県内において第 10 条の (1) から (5) までに規定する業務に従事しなかったとき。

(4) 借受人が本県内において第 10 条の (1)、(3)、(4) 又は (5) に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(5) 保育補助者雇上費の借受人が、本県内において第 10 条の (2) に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

(6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

## 2 返還期間

### (1) 保育士修学資金

貸付期間の 2 倍に相当する期間で、最大 4 年以内。

### (2) 保育補助者雇上費

貸付期間の 2 倍に相当する期間で、最大 6 年以内。

### (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

貸付期間の 2 倍に相当する期間で、最大 2 年以内。

### (4) 就学準備金

2 年以内。

### (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

貸付期間の 2 倍に相当する期間で、最大 4 年以内。

(返還債務の履行猶予)

## 第 12 条 当然猶予

県社協会長は、借受人が、修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金等の返還債務の履行を猶予することができる。ただし正規の修学期間を限度とする。

## 2 裁量猶予

県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 本県内において第 10 条の (1) から (5) までに規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

- 3 前項第2号の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予期間は、第10条の(1)に規定する業務に従事しているときは5年、(2)に規定する業務に従事しているときは3年、その他は2年を限度とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 4 第1項又は第2項の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還猶予申請書に第1項又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第13条 県社協会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付けた修学資金等(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1)死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ)の全部又は一部。
- (2)長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- (3)本県内において2年以上第10条の(1)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。
- (4)本県内において1年以上第10条の(2)から(5)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。

(返還債務の免除申請)

第14条 第10条及び第13条の規定による修学資金等の返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第15条 県社協会長は、借受者が正当な理由がなくて修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、延滞元金につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権としないことができる。

(届出)

第16条 修学資金等の借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに定める届書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

- (1)住所又は氏名を変更したとき。
- (2)休学し、復学し、又は退学したとき。
- (3)停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4)貸付け辞退するとき。
- (5)連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (6)養成施設を卒業したとき。
- (7)保育士登録をしたとき。
- (8)保育士の業務を開始したとき。
- (9) 保育士の業務に従事する施設を変更したとき。
- (10)保育士の業務に従事しなくなったとき。

2 連帯保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者が死亡し、又は所在不明となった時等は、直ちに死亡・所在不明等届に死亡届等を添付し、県社協会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第17条 この規程の施行にあたっては、「静岡県保育士修学資金等貸付事業実施要綱の改正について」（平成29年2月21日付けこ未第1307号、静岡県健康福祉部こども未来局長）によるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月29日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成28年11月25日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成29年3月3日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、平成29年度以前に制定した「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程」（以下「旧貸付規程」という。）は廃止するものとし、本要綱の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

保 育 補 助 者 雇 上 費 貸 付 申 請 書

申込者	フリガナ			
	法人名			
	フリガナ			
	法人代表者氏名			
	住所	〒		
	電話			
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成	年	月 日（ 歳）
	申込者との関係			
	勤務先	(名称) (住所) 〒		(電話)
	職業		年収	

保育補助者①	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
	勤務開始年月日	年 月 日
	保育士資格取得見込年	年
	子育て支援員研修受講見込年	年 ※既に受講済の場合は受講年を記載
保育補助者②	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
	勤務開始年月日	年 月 日
	保育士資格取得見込年	年
	子育て支援員研修受講見込年	年 ※既に受講済の場合は受講年を記載
保育補助者③	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
	勤務開始年月日	年 月 日
	保育士資格取得見込年	年
	子育て支援員研修受講見込年	年 ※既に受講済の場合は受講年を記載

※ 貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であり、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げ、加算を申請する場合は様式第22号常勤保育士名簿を添付してください。

借入希望期間	年 月 ～ 年 月 ( か月)
借入希望金額	円

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

上記のとおり申込みます。

法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊟</sup>

上記の申込みにより保育補助者雇上費の貸付けを受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊟</sup>

保育補助者雇上費貸付申請に関する担当者 氏名 \_\_\_\_\_

役職 \_\_\_\_\_

連絡先（電話） \_\_\_\_\_





様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

## 勤 務 環 境 改 善 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

保育補助者の配置により下記のとおり当該施設（事業所）の勤務環境改善を図ります。

法 人 名 \_\_\_\_\_

法人代表者氏名 \_\_\_\_\_ 

対象保育補助者担当業務	勤務環境改善内容

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

## 保育補助者の資格取得等に係る誓約書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、保育補助者として勤務を開始した後は、当該施設（事業所）において継続して保育補助業務に従事するとともに、業務に必要な知識及び技能を修得し、借受期間内において保育士資格を取得し保育士となることを目指します。

住 所

氏 名

㊦

上記の者に対して、保育補助者雇上費の借受期間内において保育士資格を取得するために必要な知識、技能の習得に必要な指導、研修等の適切な支援を行うとともに、保育士の勤務環境の一層の改善に努めます。

なお、上記の者は、子育て支援員研修を受講していないため勤務開始後速やかに受講させる予定です。（子育て支援員研修を既に受講しております。）

法 人 名

所 在 地

代 表 者 氏 名

㊦

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

## 既雇用保育補助者申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

既に雇用している保育補助者について、下記事項に該当するため、保育補助者雇上費貸付の対象保育補助者として申請します。

法人代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊦

- 1 対象保育補助者の保育士資格取得に施設として取り組んでおり、またその者の資格取得後に別の保育補助者の雇用を予定している。

取り組み内容	雇用計画

- 2 当該貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に施設として取り組む。また前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者が同数以上である。

取り組み内容	前年同月		雇用開始月	
	保育士数	保育補助者数	保育士数	保育補助者数

- 3 施設又は事業所の保育士の平均勤続年数が11年以上である。

静岡県から通知された当該年度の処遇改善等加算にかかる加算率承認通知（承認通知が交付されていない場合は、県へ提出した処遇改善等加算に係る加算率認定申請書別紙様式1号）を提出すること

④

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

## 誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付要綱を遵守することを誓います。

なお、借受金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

法 人 名

代表者氏名

法人  
実印

私は、保育補助者雇上費については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

連帯保証人氏名

本人との続柄(関係)

電話番号

実印

(注)法人印及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。



様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

# 振込口座届出書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

所在地

法人名

代表者氏名



電話 ( )

保育補助者雇上費の貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

振込先口座	金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農業協同組合								支店	
	金融機関コード					支店コード					
	預金口座 番号に○をつけてください	1 普通	口座番号								
		2 当座									
(フリガナ) 口座名義											

※法人名義の口座であること

※口座番号は右詰で記入すること

※通帳の表紙の写しを添付すること

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

借 用 証 書

借用金額	金 円
------	-----

(収入印紙貼付)  
 契約金額が  
 1万円超10万円以下のもの 200円  
 10万円超50万円以下のもの 400円  
 50万円超100万円以下のもの 1000円  
 100万円超500万円以下のもの 2000円

割印

私は、上記のとおり保育補助者雇上費を借用しました。この資金は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付要綱に従い返還します。

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
住 所

法 人 名  
法人代表者名

法人  
実印

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

## (借受中、厳守する事項等について)

## 保育士修学資金等貸付

この制度は、要綱に記載のとおり「静岡県内における保育士資格の取得促進と保育所等への就労定着」を目的としています。

借受人及び連帯保証人は、制度の趣旨を十分理解したうえ、次の事項を遵守してください。

- 1 返還事由が生じた場合は、定められた返還方法により、期限までに返還金を支払わなければなりません。
- 2 届出(連絡)無く、返還金の支払いを1回以上怠った場合は、当然に期限の利益を失い、貸付残額を一括して返還しなければなりません。
- 3 借受人及び連帯保証人は、次の事項等、世帯状況に変更が生じたときは、遅滞なく本会に届け出る必要があります。
  - (1) 住所を変更したとき。(2) 改名・改姓したとき。(3) 修学・就業先等に変更があったとき。(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
  - (5) 死亡、または所在不明になったとき。(6) 貸付事由に変更が生じたとき。
- 4 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一括返還を求め、または貸付金の交付をやめることができます。
  - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき。
  - (2) 故意に返還金の支払いを怠ったとき。
  - (3) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。(4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
  - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき。
- 5 借受人が、返還金を定められた期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき年5%の率をもって、返還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収します。(閏年も365日を1年として計算します。)
- 6 本会は、借受人の申請に基づき、返還金の支払いを猶予することができます。(猶予対象となる事由は貸付要綱を参照)
- 7 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合は、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とします。
- 8 その他、不明な点は本会まで問合せをしてください。

<問合せ・申請書類等の提出先>

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館  
静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課  
電話054-254-5244  
FAX054-251-7508

様式第8号(用紙 日本工業規格A4縦型)

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

法人名

住 所

代表者氏名

電話番号

印

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育補助者雇上費の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	年 月～ 年 月 ( 年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月～ 年 月 ( 年 か月)	交付済額	円
辞退	貸付金について 年 月分の交付から辞退します。		
理由			

※ 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。



様式第9号(用紙 日本工業規格A4縦型)

就 業 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
 法人名  
 住 所  
 代表者氏名  
 電話番号

現在、保育補助者は次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	昭和・平成 年 月 日 (才)	
住所	〒		電話	固定 携帯
施設等 名称			種別	
施設等 所在地	〒		電話	
就業期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (現在の職場での就業期間) (うち、休職期間) ____年 ____月 ____日 から ____年 ____月 ____日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む			
就業時間	1週間あたり 時間 分 ( 時 分 ~ 時 分)			
職 種・ 内 容				
特記事項	(保育士資格取得状況など)			



様式第10号(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

## 資 格 登 録 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号

法 人 名

住 所

代 表 者 氏 名

電 話 番 号



次のとおり保育補助者が保育士登録をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 保育補助者氏名

※保育士証の写しを添付してください。





様式第12号(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

休 職 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号

法 人 名

住 所

代表者氏名



電 話 番 号

年 月 日から対象の保育補助者が休職をしているので、届け出ます。

対象保育補助者

住 所 〒

氏 名

採用年月日



様式第13号(用紙 日本工業規格A4縦型)

### 保育補助者変更申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
法人名  
住所  
代表者氏名  
電話番号



対象保育補助者が退職し、別の者を対象としたいので、関係書類を添えて申請します。

変更前 保育補助者	フリガナ	
	氏名	
	退職日	
	退職理由	
変更後 保育補助者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
	勤務開始予定日	平成 年 月 日
	保育士資格取得見込年	平成 年
	子育て支援員研修受講見込年	平成 年 ※既に受講済の場合は受講年を記載

様式第14号(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

返 還 協 議 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
 法人名  
 住 所  
 代表者氏名 ㊟  
 電話番号  
 連帯保証人 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号  
 連帯保証人 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号

貸付けを受けた社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育補助者雇上費について、下記のとおり返還を希望します。

貸付決定日	平成 年 月 日		
貸付金額	元金 円		
貸付期間	平成 年 月 から 年 月まで		
返還理由発生年月	年 月	返還理由	
返 還 期 間 (貸付期間の2倍に相当する期間内)	年 月 から 年 月まで ( 回)		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一括
1回の返還金額	円		



様式第15号(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 保育補助者雇上費返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

法人名

住 所

代表者氏名

電話番号



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育補助者雇上費の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 金 額	円
返 還 済 額	円
未 返 還 額	円
免 除 申 請 額	円
免除申請の理由	
保育補助者が業務 に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第16号(用紙 日本工業規格A4縦型)

保育補助者業務従事期間証明書

氏名	
採用年月日	平成 年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	
勤務日数 (基本勤務時間)	1日あたり _____ 時間勤務 ( _____ 時 ~ _____ 時) 1月あたり _____ 日勤務
業務従事期間	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 から 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 まで  (うち、休職期間) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 から 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 まで  ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
<p>上記の者が記載した条件で業務に従事していたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(雇用主) 施設名</p> <p>住 所</p> <p>施設長名 _____ 印</p> <p>電話番号</p>	



㊦

様式第17号(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 業 務 廃 止 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
法人名

住 所  
代表者氏名  
電話番号

㊦

次のとおり保育補助者が規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

業務廃止年月日 年 月 日

※ 様式第16号「保育補助者業務従事期間証明書」を添付してください。

④

様式第18号(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 死亡・行方不明等届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

法人名

住 所

代表者氏名

電話番号

⑤

次のとおり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育補助者雇上費の対象である保育補助者の状況を報告します。

### 1 対象保育補助者

住 所	〒
氏 名	
採用年月日	

2 死亡等の日 年 月 日

※死亡届(写)または住民票除票を添付してください。



様式第19号(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

法人名

住所

代表者氏名

電話番号



次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

### 1 変更事項

区分	変 更 前	変 更 後
住所	〒	〒
氏名		
その他		

2 変更年月日 年 月 日

### 3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

雇

様式第20号(用紙 日本工業規格A4縦型)

### 連 帯 保 証 人 追 加 ( 変 更 ) 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号

法 人 名

住 所

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

印

次のとおり連帯保証人を追加・変更したいので、申請します。

1 現連帯保証人名 \_\_\_\_\_

2 追加(新)連帯保証人情報

フリガナ			男・女	電話	固定	
氏名	(実印)				携帯	
住所	〒 -				申込者との関係	
生年月日	年 月 日(歳)	世帯人数	人	前年收入	約 万円	
勤務先名称			勤務先住所			

3 追加・変更理由

### 誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育補助者雇上費について、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住 所

氏 名

印

㊟

様式第21号(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

### 連帯保証人 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

法人名

住所

代表者氏名

電話番号

㊟

次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

#### 1 変更事項

区分	変更前	変更後
住所	〒	〒
氏名		
その他		

2 変更年月日 年 月 日

#### 3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

様式第22号(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

常 勤 保 育 士 名 簿

	氏名	月の勤務日数	1日の勤務時間	未就学児の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
	計 人			

※ 貸付申請年度4月1日現在の全ての常勤保育士を記載してください。



様式第23号(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 保 育 補 助 者 雇 上 費 実 績 報 告 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

保育補助者の雇い上げに係る実績について下記のとおり報告いたします。

法 人 名

法人代表者氏名



### 1 経費の実績

保育補助者氏名			
借入期間		年 月 ~ 年 月 ( か月)	
借入金額 (A)		円	
支出 実績	計 (B)		円
	内 訳	給与	円
		諸手当	円
		社会保険料	円
		その他 ( )	円
差額 (A - B)		円	

※給料明細等支出額が分かる資料を添付してください。(源泉徴収票、給与台帳の写し等)

### 2 勤務環境改善内容の実績、保育士資格取得状況

㊦

様式第24号(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 保 育 補 助 者 雇 上 費 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

保育補助者の雇い上げに係る経費について下記のとおり計画いたします。

法 人 名

法人代表者氏名

㊦

保育補助者氏名		借入期間 年 月 ~ 年 月 ( か月)	
支出計画	内訳	給与	月額 円×( )ヶ月 = 円
		諸手当	月額 円×( )ヶ月 = 円
		社会保険料	月額 円×( )ヶ月 = 円
		その他	月額 円×( )ヶ月 = 円
		・交通費	= 円
	・	= 円	
	・	= 円	
	・	= 円	
合 計		円	